

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

個人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例	
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例	
	③ 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	—	
	はじめてご利用 いただく方	④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
		⑤ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
		⑥ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—

法人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例	
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例	
	③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注）	—	
	はじめてご利用 いただく方	④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	—
		⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	記入例
		⑥ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
		⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—

（注）税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンライン や郵送でも申請できます。
詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

1 お申込

- お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

（ 支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)
ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。
ご確認にあたっては、「[ご提出書類のチェックリスト](#)」をご活用ください。 ）

- ※ 最寄りの支店に直接ご提出いただくこともできますが、現在、窓口がたいへん混み合っているため、通常より長くお待ちいただく可能性がございます。
- ※ [インターネット申込](#)もご利用いただけます。

（ お申込データ受付後、お申込に必要な書類についてはメールでご案内いたしますので、後日郵送等でご提出をお願いいたします。 ）

2 ご面談

- 資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- 営業状況等が分かる書類などをご準備いただきます。

3 ご融資

- ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。